

平成26年10月17日

三条市地域自立支援協議会資料

## 三条市地域自立支援協議会組織図

### 三条市地域自立支援協議会

#### ⑤全体会

各部会や連絡調整会議で集約された情報・課題・課題解決の手法をもとに、地域の関係者で情報の共有や議題の協議を行います。  
また、全体会を通して、課題解決に向けた取組を市や事業主体に提案し、実現に向けた働きかけを行います。

#### ④障がい福祉計画重点課題専門検討部会

市内4法人と市で、第3期障がい福祉計画の重点課題について、専門に整理及び検討を行います。

#### ③障がい福祉計画推進検討作業部会

第3期障がい福祉計画の重点課題の整理、サービス事業所が抱えている課題の共有及び課題解決のための手法を検討します。

#### ③相談支援ケース検討会

実際の相談対応事例について検証を行い、情報やスキルを関係者で共有します。

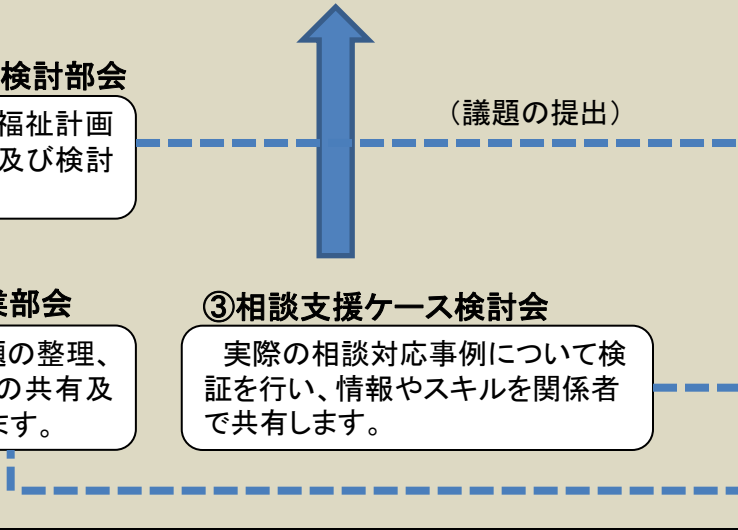
#### ②連絡調整会議(事務局)

構成員は、市内の相談支援専門員(委託事業者)で、個別支援会議から上がってきた情報・課題・課題解決の手法を集約し、全体会、各部会の議題や提出資料の調整を行います。(庶務は、福祉課で行います。)

- ・相談支援センターハート
- ・相談支援事業つなぐ
- ・相談支援センター青空
- ・相談支援事業所ひめさゆり

#### ①個別支援会議(実際のケース会議)

個々の相談内容やニーズに基づき、関係者が集まって具体的な支援の手立て・役割分担等を話し合い、支援体制の構築を行う会議です。また、関係機関が集まって進めていく会議の総称でもあります。



## 三条市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。